

第 5 6 号議案

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 4 年亀岡市条例第
1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 4 年亀岡市条例第
1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8
項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。